

令 7 薬 務 第 5 9 1 号
令和7年(2025年)9月8日

一般社団法人山口県医師会長
公益社団法人山口県獣医師会長 様

山口県健康福祉部薬務課長

麻薬年間受払届及び麻薬取扱者免許申請（継続）について

平素から麻薬行政につきまして、格別な御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては麻薬施用者）は、麻薬及び向精神薬取締法第48条の規定により、昨年の10月1日から本年の9月30日までの間に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の数量等を「麻薬年間受払届」により知事に届け出なければなりません。

また、令和5年1月1日から12月31日までに麻薬管理者又は麻薬施用者の免許を受けられた方は、有効期間が本年12月31日で満了しますので、それ以降も引き続き免許を受けられる場合は、「麻薬取扱者免許申請（継続）」が必要です。

ついては、別添のとおり「麻薬免許証をお持ちの方へ～手続きの御案内～」を送付しますので、貴会会報誌に掲載されるなど、会員への周知をお願いします。

なお、有効期間が満了した麻薬免許証については、有効期間満了後、令和8年1月15日（木）までに、「麻薬取扱者免許証返納届」とともに返納が必要ですので、併せて周知をお願いします。

各様式及び記載例を、山口県薬務課HP内の「麻薬関係手続きについて（既免許者向け）」のページに掲載しておりますので、御活用ください。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/101545.html>)

麻 薬 毒 劇 物 班
担 当 : 平 澤
TEL:083-933-3018
FAX:083-933-3029